

みえ子どもスマイルレポート〈令和4年度(2022年度)版〉
～「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ 子ども
スマイルプラン」に基づく施策の実施状況について～

令和4年(2022年)6月

三 重 県

目 次

はじめに	・・・ 1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況	・・・ 3
2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の 実施状況	・・・ 9
別表 令和3年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧	・・・ 57

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株が出現するなど長期化し、県民の暮らしや経済に大きな影響を与え続けています。

子どもたちにとっても例外ではなく、運動会や遠足、修学旅行などの学校行事の中止や規模の縮小、部活動の中止、地域イベントの中止や縮小など、子どもたちの豊かな育ちにつながるさまざまな体験の機会が失われたほか、外出の自粛、親の在宅勤務の普及による家庭生活の変化等がもたらす心身への影響も懸念されます。

令和3（2021）年の日本の出生数は6年連続で過去最少を更新し、合計特殊出生率も低下し続けており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。また、コロナ禍に伴う出会いの機会の減少、結婚の延期や取りやめなどにより、令和3（2021）年の婚姻数も減少していることから、今後も少子化が進行することが懸念されます。社会機能を維持するためにも少子化の進行を抑えることが喫緊の課題となっています。

このような中、本県の人口は、令和2（2020）年国勢調査において約177万人となり、前回調査からの減少幅は過去最大、ピーク時の平成19（2007）年の約187万人と比べると約10万人の減少となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30（2018）年推計）によると、2045年には約143万人となる見込みです。人口減少は一朝一夕には解決できない構造的な問題であることから、本県では令和4（2022）年度を「人口減少対策元年」と位置づけて体制を整備し、自然減対策と社会減対策を両輪として取組を充実、強化していくこととしています。

コロナ禍で新しい生活様式への対応が求められる中であっても、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりを着実に進めていくことが必要です。

県では平成23（2011）年4月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとした上で、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」、「子どもの最善の利益を尊重する」、「子どもの力を信頼する」の3つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成26（2014）年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけるとともに、条例の基本理念もふまえ、少子化対策、子ども・子育て施策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めてきたところです。また、令和元（2019）年度には、これまでの取組の成果と課題や子どもや子育てを取り巻く環境の変化をふまえ、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。第二期プランでは、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て

環境を支援する上で、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組を一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としています。

この「みえ子どもスマイルレポート」は、今後の施策へ反映するため、子ども条例第15条の規定および「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に係る年次報告として、令和3（2021）年度の少子化対策や子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

「三重県子ども条例」の構成

